

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 18 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第 46 号）が令和 8 年 2 月 27 日に公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第 1 改正内容に関する事項

(1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の導入に係る規定の整備について

① 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、条件付自動制御装置（使用条件を満たす場合に、給油取扱所の係員が行う顧客の給油作業等の監視及び制御（以下「顧客の給油作業等の監視等」という。）を代替して自動的に行う装置）を設ける場合には、以下の基準によることとしたこと。（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 28 条の 2 の 5 関係）

- i 顧客用固定給油設備等の周囲の状況の監視及び顧客の給油作業等の監視等を行うための監視設備等の機器を、全ての顧客の給油作業等の監視等を自動的に行うことができる位置に設けること。
- ii 条件付自動制御装置の作動状況等を記録するための装置を設けること。

iii 条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行っている旨及び顧客の給油作業等に係る注意事項を給油取扱所の見やすい箇所に表示すること。

② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準に係る見直し

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所で、条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行う場合において、以下の基準のいずれにも適合するときは、規則第 40 条の 3 の 10 第 1 項の規定の一部を適用しないこととしたこと。（規則第 40 条の 3 の 10 関係）

- i 当該条件付自動制御装置、規則第 28 条の 2 の 5 第 8 号イの監視設備等の機器及び同号口の記録装置が正常に作動しているとき。
- ii 当該条件付自動制御装置の使用条件を満たしているとき。
- iii 火気その他安全上の支障がないとき。
- iv 給油取扱所の係員が、次の要件を満たしているとき。
 - ・ i～iiiのいずれかに該当しなくなった場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、顧客の給油作業等の監視等を引き継ぎ、並びに規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハ及びニに規定する制御装置を確実に操作することができること。
 - ・ 危険物の流出その他の事故が発生した場合において、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずることができること。

③ 予防規程に定めなければならない事項の追加

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所のうち、条件付自動制御装置を設けるものにあつては、当該条件付自動制御装置の使用条件その他当該条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行うときの保安のための措置に関する事項を予防規程に定めることとしたこと。（規則第 60 条の 2 関係）

④ 条件付自動制御装置の機能に係る規定の整備

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）において、条件付自動制御装置の機能の技術上の基準を定めたこと。（告示第 4 条の 53 及び第 4 条の 54 関係）

(2) その他、所要の規定の整備について（規則第 40 条の 3 の 10 関係）

第2 施行期日に関する事項

公布の日の翌日から施行することとしたこと。

第3 経過措置に関する事項

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

(連絡先)

消防庁予防課危険物保安室

石野、鈴木

T E L 03-5253-7524

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp